

土木設計マニュアル

〔道 路 編〕

平成 28 年 4 月

平成 29 年 4 月一部改正

(平成29年 9月8日一部訂正)

(平成29年12月1日一部訂正)

2. 構造詳細

2-1 中央帯

中央帯の幅員・形状等については、「道路構造令」及び「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例」によること。

2-2 登坂車線

登坂車線については、「道路構造令」及び「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例」によること。

2-3 植樹帯

植樹帯については、「道路構造令」、「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例」及び「道路緑化技術基準・同解説」・「道路緑化技術基準」によること。

2-4 保護路肩

保護路肩幅は原則として0.5mとする。